

令和6年度第2回狭山市都市計画審議会（会議録）

- ◎開催日時 令和7年2月6日（木） 14時00分から15時30分まで
- ◎開催場所 狭山市役所 6階 603・604会議室
- ◎出席委員 黒川委員、大岡委員、角田委員、木村委員、實委員、増田委員、
衣川委員、広山委員、土方委員、千葉委員、町田委員、大島委員、
後藤委員
- ◎欠席委員 2名
- ◎傍聴者 0名
- ◎公開・非公開の別 公開
- ◎議題 ○報告案件
- 議題1 産業系土地利用転換（上広瀬西中原地区）について
- 議題2 狭山都市計画下水道事業認可及び狭山公共下水道事業計画の変更
について

◎議事録

- 議題1 「産業系土地利用転換（上広瀬西中原地区）」について、事務局から説明した。

【質疑応答】

- 委員 地区内に教育施設があるが、産業系の土地利用を図り、企業等が入ると想定される中で、幼稚園に対する配慮はどの程度しているのか。
- 事務局 産業系土地利用転換ということで、工場等が立地していくと考えられるが、工場の業種は地区計画によって制限していくことを考えている。
- 委員 産業系土地利用転換については、県からの指示や市の方針に基づき推進しているのか。または、企業の要望があったうえで取り組んでいくものなのか。
- 事務局 産業系土地利用転換は、これまで県の考えである田園都市産業ゾーン基本方針等に基づき、市内3地区で整備を行い、産業用地を創出してきた。そのような中で、市では依然として人口減少や人口減少に伴う税収減少や雇用問題等の課題があり、これらの課題を解決し、持続可能なまちづくりに対応できるような事業である、産業系土地利用転換候補地区を都市計画マスタープランに定め、県の方針に基づき、推進しているものである。
- 委員 市内の企業では、工場や車庫を増やしたいが、土地がなく拡大できないといった企業もある。そのような場合、企業の要望等で使用していない区域を使用できるようになるのか、もしくは企業自らが申込み等をするのか。どのような手順で決定していくのか。

- 事務局 都市計画マスタープランにおいて、産業系土地利用転換を推進していく計画的整備区域（産業機能推進）が定められており、それらの区域を様々な項目で評価を行い、今回説明した地区を選定している。今後については、地権者の方にご理解いただいたうえで事業が進んでいく流れになり、企業からの要望等も把握し進めていく。
- 委員 令和3年から4年にかけて行われた産業系土地利用転換による、雇用の創出や税収の状況は。
- 事務局 雇用の状況については、企業からの情報がなく状況を把握できていない。税収については、進出企業ごとの納税額が個人情報となるため公表できないが、市全体として、令和3年から4年にかけて固定資産税が約3億円増収となっている。併せて、都市計画税が約3600万円、法人市民税が約5800万円で合計約4億円の増収になった。また、令和4年から5年にかけて、固定資産税が約4億2000万、都市計画税が約3000万増額となった。
- 委員 上広瀬西久保地区では、雇用者数の見込みがあったと思うが、実績の把握はしていないのか。
- 事務局 進出企業が操業する前後の情報であるが、上広瀬西久保地区については、産業系土地利用転換により2社操業しており、1社は、狭山工業団地内で操業していた食品加工会社が施設老朽化に伴い移転し、従業員が約150名であると聞いている。もう1社は新たに誘致した企業であり、誘致の際に約1000人規模の雇用が見込めると聞いている。柏原鳥ノ上地区については、1社新たに誘致しており、操業開始時の従業員数が約400名と聞いている。現状の雇用者数に関しては把握していない。
- 委員 雇用された人のうち、狭山市に移住した人数は把握しているか。
- 事務局 把握していない。
- 委員 今回の土地利用転換の構想地区については、企業誘致による税収の拡大や雇用の創出等をどのように見込んでいるのか。
- 事務局 企業の規模が決定していないことから具体的な税収額や雇用者数は未定である。
- 委員 具体的な目標を設定して検証していただきたい。

【質疑終了】

- 議題 2 「狭山都市計画下水道事業認可及び狭山公共下水道事業計画の変更」について事務局から説明した。

【質疑応答】

- 委 員 区域外流入許可区域と下水道事業認可区域の整合性を図る必要があるのはなぜか。
- 事 務 局 区域外流入許可区域については、県との協議の際に次期計画変更時に編入することとする内容で協議しており、事業認可区域に編入することで下水道法に基づく水質監理等が可能になるからである。
- 委 員 整合性を図ることで市民はどのようなメリットがあるのか。
- 事 務 局 今回の対象区域については、既に下水道に接続している区域であり、手続き上の話であるため市民に対してのメリットはない。
- 委 員 今回の対象区域の方は、下水道管が埋設されておらず、自力で接続したということか。
- 事 務 局 狭山市の場合、市街化調整区域の整備事業を進めているため、前面道路に下水道本管が埋設されていれば、取付管の設置のみで下水道に接続しており、下水道本管がなければ、自費で管渠を延長し接続している場合もある。
- 委 員 浄化槽を設置している方も今回の対象区域に入るのか。
- 事 務 局 今回の対象区域は、下水道管に接続済みの区域であるが、浄化槽を使用している方については、公共下水道の区域外で下水道管に未接続のため区域に入っていない。
- 委 員 今回の変更に伴い、区域外流入接続区域からの接続はなくなるという解釈でよいのか。
- 事 務 局 今回の手続きによって、市が整備した区域と同様に正式な下水道法の処理区域になる状況である。
- 委 員 区域外流入接続区域がすべて区域から外れるという認識でよいのか。
- 事 務 局 今回、区域外許可済の区域から下水道法に区域に変更になる箇所は、図内の赤く着色されている部分である。灰色で塗られている部分については既に下水道法の事業許可区域となっている場所である。

【質疑終了】

< 審議会終了 >